政府管掌健康保険









被扶養者の健診の受け方が大きく変わります!

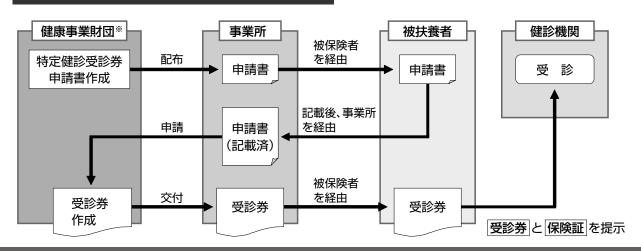
住民基本健診 Ⅲ■■ 特定健診

平成20年4月から、40歳から74歳までの方を対象に「特定健診」が実施されます。今まで市町村 役場が行う「住民基本健診 | を受診されていた政府管掌健康保険の被扶養者(40歳から74歳まで)の 方につきましても、平成20年4月からは加入している政府管掌健康保険が行う「特定健診」の対象者 となります。

政府管掌健康保険の被扶養者の方が**「特定健診」**を受診される際は、保険証と政府管掌健康保険か ら発行される**受診券**が必要となりますが、この受診券は健診申込書により申し込みを行った方に交付 され、申し込みは事業所を通じて行っていただくことになります。

なお、政府管掌健康保険に加入する方を対象とした平成20年度の健診申込書は、6月頃に事業所へ配 布される予定となっており、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

政府管掌健康保険「特定健診」受診の流れ図



※平成20年10月以降は、健康事業財団から全国健康保険協会に移行されます。

予防接種のお知らせ

○ポリオ予防接種

対象者

いの町に住民票があり、生後3か月~90か月未満 の方(すでに2回接種済みの方は除く。)

▶ 接種日・場所

4月14日(月) 枝川コミュニティセンター

4月21日(月) 天王コミュニティーセンター

4月28日(月) すこやかセンター伊野

○麻しん・風しん予防接種

4月から5年間限定で、3期・4期が始まります。

▶ 対 象 者

3期…中学1年生相当の年齢の方

4期…高校3年生相当の年齢の方

|▶ 接種方法|

医療機関に接種日時を確認のうえ、 申し込みしてください。

